

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

議員から提出されました意見書第5号及び議案第2号、第3号までの計3件を追加上程いたします。

それでは、総務文教、産業経済、福祉、建設の各常任委員会へ付託しておりました議案等の審査終了の報告が、各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思います。

日程第1 第54号議案 武雄市教育委員会の委員の定数に関する条例より日程第3 請願第1号 佐賀空港のオスプレイ基地化に反対する意見書を求める請願についてまでを一括議題と致します。

以上の2議案及び請願1件は、総務文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、総務文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第54号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました、第54号議案 武雄市教育委員会の委員の定数に関する条例についての審査内容と結果について報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条(教育委員会の委員は5名で組織する)のただし書きの規定により、委員の増員については、条例の制定が必要であることから提案されたものですが、武雄市の教育改革における全小学校へのタブレット端末の導入による反転授業。

来年度には、全中学校へのタブレット端末導入が予定されており、さらには、官民一体型の学校の創設や、今日的な教育課題の対処など、保護者の声や、多様な意見を幅広く聴き、教育行政に反映させていくためには、教育委員会のより一層の充実が必要であり、教育委員の増員をしたいと説明を受けております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

16番 宮本議員

宮本議員／委員のね、質疑のときにもしていましたけど、委員の選考についてですね、その後詳しい説明とか、委員会での話があったら、お聞かせください。

議長／上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／委員の選考、どういう意味の委員の選考…。
意味合いの、ちょっと質問の意味合いがいまいち…もう一度よろしいでしょうか。
どういうことを聞かれないのか。

議長／16 番 宮本議員

宮本議員／委員の選考にあたって、保護者代表というのですかね、その枠をこのうちの何人ぐらいに考えているんだとか、そういう意味合いです。

議長／上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／保護者や女性を中心という話はありませんけれども、その程度でございます。

議長／質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

次に、第 59 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／本委員会付託されました、第 59 号議案 官民一体型学校の創設について審査内容と結果を報告いたします。

本議案は、初等教育における官民一体型学校づくりの連携を行う相手方及び連携の時期を定めるもので、連携の相手方は、受験勉強や進学指導を中心とした進学学習塾とは一線を画した自立と魅力ある大人を育てる教育ビジョンを掲げているさいたま市に本社がある花まる学習会。

また、連携の時期につきましては、平成 27 年 4 月 1 日からで、武雄市、武雄市教育委員会、花まる学習会の三者による協定ということです。

委員からは、議案資料にある市からの財政面の支援はどういうものかの質問がありましたが、想定されるものとして、花まる学習会からの指導員の派遣費用やこちらに住んでいただく費用の支援という事ですが、今後、協議をしていくということでした。

また、官民一体型の創設という事で、学校名の変更があるのじゃないかと心配される方がいるかもしれないので、どんどん PR をしてほしいという要望がありました。

審査の結果、本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

18 番山口昌宏議員

山口昌宏議員／1 点だけ。

これ賛成多数になってますけれども、反対の理由はどんな反対の理由だったんでしょうか。

議長／上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／反対の理由として述べられたのは、経緯に疑義があるということと、準備不足、時期尚早というような言い方をされておりました。

議長／ほかに質疑ございませんか。

7 番 池田議員

池田議員／1 点おたずねをします。

委員会の中で、この官民一体型の創設にかかわる連携協定を議論されていく中で、この先進的な取り組みを、この中です、事業者の民間教育事業者における評価情報公開に関するガイドラインとか、そういうものをもって、民間事業者のほうの情報公開をする方向とか、そういうものは議論はなかったんでしょうか。

議長／上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／そのようなガイドラインを委員会で協議したのは一切ございません。

議長／ほかに質疑はございませんか。

質疑をとどめます。

次に、請願第 1 号に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／本委員会付託されました、請願第 1 号 佐賀空港のオスプレイ基地化に反対する意見書を求める請願について審査の結果を報告致します。

この請願趣旨は、表題のとおり佐賀空港のオスプレイ基地化に反対するものですが、内容として、MV-22 オスプレイが欠陥機であると表現されており、この点について事故率を含

め意見が分かれました。

まず、請願に賛成の意見としては、ペリコプターにはオートローテーション機能がなければいけない、ということと、事故率についても試作段階のあとでも事故があっているということでしたが、反対者からは、オスプレイは2つのエンジンが直結されており、ヘリコプターとは違う安全対策が取られていることと、事故率においても統計的に中国機や韓国機、また、以前のハリヤーよりも低いとデータがあり、導入に反対と請願にはありますが、記載してある内容では納得がいかないという意見がありました。

委員会としては、慎重審査の結果、賛成少数で不採択と決定いたしました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については各議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 54 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>なし

討論をとどめます。

これより第 54 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 54 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 59 号議案に対する討論を求めます。

23 番 江原議員

江原議員／ただいま議案討論でございますが、第 59 号議案、官民一体型学校の創設について、反対の討論を申し上げます。

第一にこの議案であります官民一体型学校の創設については、議会の議決が必要なのが疑問として残るわけであります。

第二に、本来教育方針、学習指導方法について、教育委員会の所管であろうと考えております。

それが議会の議決としてお墨付きを受ければいいというものではないと考えています。

教育委員会と現場での研究や、具体論が進められてこそ求められるものであり、今回委員会の中でも、7 月実施されております教育委員会定例会の会議録を見ますと、協定項目案について、縷々答弁を、協議をされていますが、世界一行きたい学校作りの連携という文言が述べられていますが、議会に提出された参考資料を見るとこの文言がありません。

このような今回一連の流れは、官民一体型学校の創設導入ありきではないでしょうか。

第三に、そのため保護者の不安は依然解消されず、不安を残したまま推進創設されようとしております。

以上、3 点指摘をし議会に議決の必要性は私はないと考え、反対の討論とするものであります。

議長／4 番 山口 等議員

山口等議員／第 59 号議案 官民一体型学校の創設について賛成の立場で討論をさせていただきます。

これからの社会で求められることは、今まで以上に自分自身の頭で考え、未来をきりひらく力(ちから)であります。

先の 5 月に、官民一体型教育を先駆けて取り組んでおられる長野県の北相木小学校に視察に行っていました。

児童全員がいきいきとして、授業態度で、先生たちも花まる授業をそのまま取り入れるのではなく自分たちでアレンジされ、積極的に、また楽しそうに取り組んでおられたのが印象的でありました。

また 8 月の 27 日には、武内小学校で青空授業の初めての公開授業がありました。

室内では考えられないような、のびのびとして楽しく学ぶ姿が見ることができました。

体を使つての体験、いろいろなものに触れたり、体全体で感じたりすること、感受性を豊かにすること。

また異学年との交流を深め、相手への思いやりをもち、そして、自分の考えを的確に伝え、まさにこれからの社会に必要なことだと考えます。

先ほど反対意見で言われました、保護者のかたの不安がまだ解消されていないと言われましたが、現在各地で学校づくり地域協議会設置し、教育委員会による説明等が約 50 回ほど開

催されております。

それにより、むしろ不安よりも、むしろ期待感が大きくなってきております。

武雄市においてもこのような教育にぜひ力をいれて取り組んでいただき、ワチ(?)をお願いしまして、私の賛成の意見といたします。

また議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長／討論をとどめます。

これより第 59 号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

>起立多数

起立多数であります。

よって、第 59 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第 1 号に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

次に、請願第 1 号に対する討論を求めます。

4 番 山口 等議員

山口等議員／請願第 1 号、佐賀空港のオスプレイ基地化に反対する意見書の立場で討論させていただきます。

意見書の反対する立場で討論をさせていただきます。

請願に反対する立場で討論させていただきます。

この請願文書の中に、海兵隊が運用する実用機、MV-22 は欠陥機である、また県民を危機にさらすと明記されておりますが、どのような根拠で欠陥機ということをいっておられるのでしょうか。

資料によりますと、10 万飛行時間のあたりの事故件数を示す事故率で見ますと、MV-22 は 1.93、海兵隊の平均 2.45 よりも低く、日本の自衛隊で輸送ヘリとしても活躍している CH47 よりも、事故率は 3 を超えております。

また現在、県議会、市議会においても、このオスプレイ配備については真剣に論議がされている最中であります。

現段階で、賛成、反対を問うような時期ではないと考えます。

よって、この請願は不採択にすべきものと考えております。

議員の皆さんの賛同をお願いいたします。

議長／ほかに討論ございませんか。

23 番 江原議員

江原議員／ただいま請願第 1 号、佐賀空港のオスプレイ基地化に反対する意見書を求める請願に反対の討論がありましたので、賛成の立場で討論を申し上げます。

私はこの請願の紹介議員でもあります、この請願の重みは今、日本国民にとっても大変大きな問題でもあろうかと思えます。

請願人の皆さんの思いを代弁して、賛成の討論を申し上げます。

佐賀空港のオスプレイ配備は、沖縄の基地負担軽減に役立つものではありません。

今まで、沖縄の米軍基地は、かつて米軍が銃剣とブルドーザーで、沖縄の人達の家と土地を奪って作った基地であり、その後基地被害に苦しめられておられます。

今回、普天間基地のかわりとして、辺野古の海と山をけずって、巨大な軍事基地を日本政府が作ることが、これから 100 年、200 年と続くなら、基地負担軽減でなく、更なる沖縄に基地被害の苦しみを続けるものとなるのではないのでしょうか。

日本国内においても、沖縄の軍事基地が押しつけられるものであります。

佐賀空港はオスプレイでなく、佐賀平野にバルーンが似合うものであります。

請願項目に示されたものこそ、県民市民の願いであり、不採択に賛成した皆さんは厳しい批判をまねがれません。

先ほど、反対討論を申し述べられましたが、欠陥機とはオートローテーション機能を持ち合わせていないヘリモードと飛行モードの変換をして運航するものであり、欠陥機そのものではないのでしょうか。

私は佐賀空港にオスプレイ、陸上自衛隊 17 機、更に沖縄米軍の訓練基地となるならば、まさに佐賀空港が平和な空港でなく、軍事基地化、そのものとなっていくのではないのでしょうか。

私はこのオスプレイ基地化反対のために、先頭になって請願者の皆さんと力(ちから)を合わせて頑張る決意を申し上げ、賛成の討論といたします。

議長／議事進行ですか。

ちょっと待ってください、ちょっと待って今、江原議員、先ほどのあなたの発言の中で、すよ、沖縄の人の土地と家を奪ってという表現がございましたけど、これで議事録いいわけですか、いいですね。

20 番 牟田議員。

牟田議員／意見書に反対の立場で討論を申し上げます。

やっぱりわれわれは、言論の部ですから、説得力がある説明をしなきゃいけないんですね。例えば今さっき、採択に賛成の討論がありましたけど、沖縄は、沖縄の負担軽減にはなっていないと、じゃあなんなのかなと耳を傾けたらまったく、主義主張をのべるだけで内容は言っていない、これでは説得力はないと思います。

あくまで、そういう一部負担をするというのは軽減につながる、これは、自明の理であります。

委員会も同じくし、その中で、説明を縷々聞きました。

この中で出てきている事故率、先ほども言われました。

事故率が問題だと。

事故率が問題だったら、これ、少ないじゃないですかと。

ほかの飛行機に比べたら 10 万時間あたりの事故率が低いじゃないですか。

いや、そういうの関係ない。

もし、事故率が 0 % なら賛成なんですかと聞いたら、例え、事故率が 0 % でも反対は反対。おかしいんじゃないですか、この内容と、オートローテーション機能、先ほどいわれました、欠陥機、双発なんですよ。

ローターが 2 つある、オスプレイなんですね。

通常だったら、1 ローター、オートローテーション機能はついています。

2 つのエンジンが直結してやる、それは欠陥機ではありません。

ただの機能です。

それも縷々聞きました。

そういう中でも反対だと。

もう一つ、お伺いしました。

佐賀空港に配備された場合に、例えば東北の大震災とか大きな災害があったときに、そこから救援救助行けるじゃないですか。

かつて、フィリピンのレイチェ島で、巨大なハリケーンがきたとき沖縄からオスプレイが派遣され、多くの人命を救出しました。

オスプレイを置くだけで、軍事という考えではなく、まず考えないといけないのは、平時の人命救助、命を助ける、いろいろな部分でやっていかないといけないということも委員会で聞きましたところ、オスプレイは平時にはいらない、有事には必要だけど、平時はいらないと、じゃあ有事にはいるんですねと。

それもよくわからない。

有事というのは、例えば、災害も有事ですよ。

そういう中で、そういう説明を受けて、それに賛成するっていうのは、無理があると思います。

例えば、事故率が 50%、70% なら、これはわれわれだって反対ですよ。

でも、そういう中でこういう説明を受けて、皆さま方、賛成できるでしょうか、私はでき

ません。
以上でございます。

議長／静かに。
ほかに討論ございませんか。
討論をとどめます。
これより請願第 1 号を採決いたします。
委員長の報告は不採択であります。
委員長の報告についての採決ではなく、請願書原案についての採決を行います。
請願第 1 号 佐賀空港のオスプレイ基地化に反対する意見書を求める請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

>起立少数

起立少数であります。
よって、請願第 1 号は不採択とすることに決しました。
日程第 4 第 56 号議案 武雄市給湯条例の一部を改正する条例を議題と致します。
以上の 1 議案は、産業経済常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、産業経済常任委員長の報告を求めます。
第 56 号議案に対する報告を求めます。
末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／おはようございます。
本委員会に付託されました。
第 56 号議案武雄市給湯条例の一部を改正する条例について審査の経過と結果を報告いたします。
今回の条例改正は、給湯料金の額の見直しに伴い条例の一部を改正するものであります。
値下げにより各利用施設の負担軽減を図ることと、利用し易い料金体系に見直して利用料の増量と新規利用施設の加入促進を図ることが狙いでありまして、改正の内容といたしましては、料金区分と料金単価の改正であるとの説明を受けました。
審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上でございます。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

第 56 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 56 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 56 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 第 55 号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例及び武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題と致します。

以上の 1 議案は、福祉常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、福祉常任委員長の報告を求めます。

第 55 号議案に対する報告を求めます。

山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 55 号議案武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例及び武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について審査の経過と結果を申し上げます。

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、関連する 2 つの条例の一部を改めるもので、従来、「母子自立支援員」という名称であった職名を、父子にも支援を行うこととする「母子・父子自立支援員」に改め、また、引用する法律の名称を改めるなど、所要の条例整備を行うものという説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

第 55 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 55 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 55 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6 第 57 号議案 武雄市営住宅設置条例及び武雄市特定公共賃貸住宅設置条例の一部を改正する条例より日程第 8 第 60 号議案 平成 25 年度武雄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてまでを一括議題といたします。

以上の 3 議案は、建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 57 号議案に対する報告を求めます。

浦建設常任委員長

浦建設常任委員長／おはようございます。

今定例会において、本委員会に付託されました、第 57 号議案 武雄市営住宅設置条例及び武雄市特定公共賃貸住宅設置条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

武雄市の市営住宅のうち、山内町の久保田住宅 88 戸の中に、特定公共賃貸住宅が 2 戸整備されており、別建てで設置条例が設けてあるため、今回、市営住宅に「指定管理者制度」を導入するにあたり、改正条例の第 1 条と第 2 条で、それぞれの条例を改正するものであり、指定管理者の導入の目的として、市営住宅の運営に民間ノウハウを活用し、迅速な対応による住民サービスの向上や管理運営コストの削減を図るとの説明を受けました。

委員からは、指定管理にすることによる個人情報保護に対する懸念があり、漏えい等がないことを強く要望いたしました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
次に、第 58 号議案に対する報告を求めます。
浦建設常任委員長

浦建設常任委員長／今定例会において、本委員会に付託されました、第 58 号議案 武雄市
水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

今回の水道料金の値下げにより、現在、基本料金内の使用水量 5 立方メートルから 6 立方
メートルになった時の料金に大きな差がありましたが、その差を是正し、6 立方メートル
から 10 立方メートルまでは緩やかに上昇する料金体系とし、10 立方メートルの基本料金と
それに係る超過料金を値下げしています。

さらに、地下水利用の切り替えへ懸念される大口利用者対策としての 600 立方メートルを
越える場合の超過料金や学校用・プール用の料金体系についても、値下げをしております。
全体の値下げ率は、約 9.2%となっており、実施時期は、11 月請求分(10 月使用分)から適用
されるということです。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

16 番 宮本議員

宮本議員／大口にも値下げするということで、600 という根拠が、そういうのが説明された
ら、お聞きしたいと思います。

議長／浦建設常任委員長

浦建設常任委員長／600 立方に対する質疑はございませんでした。

議長／ほかに質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 60 号議案に対する報告を求めます。

浦建設常任委員長

浦建設常任委員長／今定例会において、本委員会に付託されました、第 60 号議案 平成 25 年度武雄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご報告いたします。

地方公営企業法の一部改正により、毎事業年度生じた利益については、議会の議決を得て処分することになっており、市としては、現在、約 28 億円の企業債残高があるため、25 年度に発生した 1 億 2,388 万 5,633 円の利益については、金額を減債積立金に積み立て、翌年度以降の企業債償還に充てたいので、議会の議決を求めるとの説明を受けました。本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 57 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>なし

討論をとどめます。

これより第 57 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 57 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 58 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>なし

討論をとどめます。

これより第 58 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 58 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 60 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>なし

討論をとどめます。

これより第 60 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 60 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9 第 61 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 2 回)及び日程第 10 第 74 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 3 回)を一括議題といたします。

以上の2議案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務文教常任委員長に報告を求めます。

第61号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／本委員会に分割付託されました、第61号議案 平成26年度武雄市一般会計補正予算(第2回)について、主な審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとして、2款総務費では、山内支所管内の6つの焼却炉を処分するための経費や積立金では、前年度繰越金の活用により、合計2億7458万5000円を積み立てるということです。

9款消防費では、杵藤広域圏で計画されている統合消防施設の整備事業を武雄市が委託を受け、実施する経費が、計上されています。

10款4項中学校費では、来年度計画している中学校の10インチのタブレット端末導入に伴い、電子黒板との連携ソフト、学習支援システムのソフトウェアライセンス使用料やタブレット端末1550台、1億1397万8000円が計上されています。

審査の結果、本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第74号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第74号議案 平成26年度武雄市一般会計補正予算(第3回)について、審査内容と結果を報告いたします。

2款2項1目企画総務費の委託料では、新庁舎移転地の建物補償調査の委託料と新庁舎建設基本設計の委託料合わせて5281万8000円が計上され、財源としては、公共施設整備基金繰入金3500万円と合併特例債1680万、財政調整基金繰入金101万8000円により計上されています。

審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。

まず、第 61 号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／本委員会に分割付託されました、第 61 号議案平成 26 年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）について審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正のおもなものとして 6 款 3 目農業振興費では、鳥獣被害対策実施隊員報酬として 79 万 2000 円が計上されておりますが、先の一般質問でも答弁があったように、近年のカラスによる農作物への被害対策として、鷹を利用した追い払いを行うため隊員を増員するもの、また賃金の 202 万 2000 円は、いのししパトロールを 4 名から 6 名、2 名を増員するものと説明を受けました。

次に、7 款商工費、樹木商工振興費 19 節の負担金補助金及び交付金としてですが、6467 万 9000 円を計上してあるものは武雄北方インター工業団地等企業誘致補助金に関連するものであり、内容といたしましては、申請があったタケックス三京ステンレスに、企業に対して創業支援補助金及び雇用奨励金の奨励措置を予定しているとのことでございます。

また、11 款災害復旧費として 4,599 万 9000 円が計上されておりますが、7 月 2 日から 3 日の梅雨前線豪雨による災害で、農地及び農業施設の災害***に要するものであると説明をうけました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 74 号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／本委員会に分割付託されました、第 74 号議案平成 26 年度武雄市一般会計補正予算（第 3 回）について審査の経過と結果を申し上げます。

11 款、災害普及費、1 億 6300 万円が計上されており、これは 8 月 19 日から 23 日までの集中豪雨により発生した災害復旧に要するものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、福祉常任委員長の報告を求めます。

まず、第 61 号議案に対する報告を求めます。

山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／本委員会に分割付託されました第 61 号議案平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 2 回)について審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものを申し上げますと、老人福祉費では、老人福祉センターさざんか荘給湯機器更新工事費 1035 万 3000 円が計上され、耐用年数が到達する給湯機器(ボイラー)をエコキュート方式で更新を行うということで、財源は国庫支出金となる、がんばる地域交付金を活用するものとのことです。

また、予防費では、3011 万 9000 円が計上され、新規に定期接種化される高齢者肺炎球菌ワクチンと水痘の 2 つの予防接種により、発症や重症化を予防するための経費である旨の説明を受けました。審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 61 号議案に対する報告を求めます。

浦建設常任委員長

浦建設常任委員長／報告致します。

第 61 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 2 回)についてご報告いたします。

今回の補正のおもなものとして、河川維持費において、7 月 3 日の豪雨により急傾斜地崩壊危険区域で発生した、がけ崩れ箇所である下川内地区と溝ノ上地区の急傾斜地崩壊防止事業としての委託料・工事費、また、災害復旧工事費として、8 月 3 日から 8 月 5 日の豪雨に伴う災害があった公共 9 箇所と単独 11 箇所(河川 2、道路 9)の復旧のための委託料・工事費をお願いするものであると説明を受けました。

なお、委員会において一部の現地を視察し確認したところです。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、ご報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 74 号議案に対する報告を求めます。

浦建設常任委員長

浦建設常任委員長／今定例会において、本委員会に分割付託されました、第 74 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 3 回)についてご報告いたします。

今回の補正のおもなものは、新幹線鉄道工事に伴う都市下水路等の付替工事において、隣接する車庫の崩落防止や庁舎からの污水管の保護の為、安全対策としての追加工事が必要となり、そのために全体の工事に要する経費が不足したため、工事請負費 816 万 6000 円の増額補正をお願いするものであり、その工事費の増加分は全額鉄道・運輸機構が負担するとのことで、歳入については、新幹線関連事業受託事業収入 816 万 6000 円の増額補正を行うものであるとのことでした。

また、災害復旧工事費として、8 月 19 日から 8 月 20 日の豪雨に伴う災害があった公共 9 カ所、単独 11 カ所の復旧のための委託料・工事費をお願いするものであると説明を受けました。

なお、委員会において一部の現地を視察し確認したところです。

審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

ここで、第 61 号議案及び第 74 号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 61 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

23 番 江原議員

江原議員／第 61 号議案、平成 26 年度武雄市一般会計補正予算について、反対の討論を申し上げます。

支出の中の第 1 に、学校教育総務費の職員旅費、79 万 2000 円については、官民一体学校づくりの支出であり、認めるわけにはいきません。

第二に、中学校教育振興費、タブレット型端末を購入し、1 億 1397 万 8000 円の支出も認められません。

この間、反転授業導入のべ予算合計、3 億 8723 万をこえ、進められています。

私は本当にいきとどく教育をすすめ、教育の目的である、人格の完成を目指す教育を進めることこそ、市民、保護者の願いではないでしょうか。

この原点にたった武雄市教育を求めるものであり、1 クラス、30 人学級の早期実現を要求し、反対の討論といたします。

議長／4 番 山口 等議員

山口等議員／第 61 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算第 2 回に賛成の立場で討論をします。

ただいま、反対意見の内容にありました、教育費、教育総務費の職員旅費のことですが、官民一体型教育を進める上で、はなまる学習会とのいろんな協議が今から始まると思います。

その費用として、2 年分の 4 回が今、計上されています。

またこれから先、4月の授業開始に向け、いろんな打ち合わせ等も出てくると思う。

また物品購入費、タブレット購入費においても、生徒用、教員用、それに予備として、1550台の購入費であります。

このようなことは、武雄市教育の教務目標である知・徳・体の調和の取れた子どもを育む、学校教育の推進の中の重要項目の1つである、

新たな学校づくり、ICTを活用した教育環境の整備充実であると考えて、賛成の討論いたします。

議員の各位の賛同をよろしくお願いします。

議長／討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第61号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する各所管の委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

>起立多数

起立多数であります。

よって、第61号議案は、各所管の委員長報告のとおり可決されました。

次に、第74号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第74号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第74号議案は、各所管の委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 意見書第5号 手話言語法制定を求める意見書を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

11番 山口裕子議員

山口裕子議員／意見書第5号、手話言語法制定を定める意見書の説明をいたします。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。

手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

日本政府は障害者権利条約を批准し、すでに成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子供が手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた「手話」の法整備を国として実現することが必要であると考え、よって、国会及び政府においては、そうした環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定するよう強く要望する、という内容であります。

以上、説明に関させていただきます。

議長／提出者に対する質疑を開始いたします。

10番 上田議員

上田議員／すいません、私も今朝、はじめてわかったわけですが、議案審議にも上程されておりませんでした。

どのような経緯で、今回この意見書を提出するようになったのか説明をお願いします。

議長／11番 山口裕子議員

山口裕子議員／これは福祉常任委員会で、全国的に法整備として、あがってきてまして、うちの委員会でもこれは考えてみるべきではないかということで、意見書として考えさせていただきました。

この場合、やはり、あらゆる障がいを持つ方が、社会的に安心して、みんなと同じように生活できるようにということでまた、きょうこの意見書としては、聴覚障がいではありますが、本当に今まで手話が認められていない時代があったということでこういう学校とかでも、手話を学べて自由に手話が使えて、皆さんとのコミュニケーションをきちんとできるという、法整備は今この時期に大変重要なことではないかということで、うちの委員会

で、十分意見を交わさせていただきました。

また、武雄市は、進んでいるんじゃないかということで、一般質問ときの、テレビ放映も、文字反訳、そういう形でも提供させていただいてるし、ここの法整備ではさらに進めていくべきだと、委員会で提出させていただいております。

以上です。

議長／ほかに質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本件は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

＞異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、本件は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論を開始いたします。

討論ございませんか。

＞賛成

討論をとどめます。

これより意見書第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

＞異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、意見書第5号は、原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第5号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

日程第12 議提第2号 武雄市議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

18番 山口昌宏議員

山口昌宏議員／おはようございます。

提出者を代表して提案理由を申し述べたいと思います。

議員定数については、昨年 9 月定例会で、26 から 24 へ定数削減条例が可決をされました。

本年の 4 月の市議会議員選挙から適用されています。

全国的にも地方分権の権限委譲に伴い、議会宣言の及ぶ範囲も大幅に拡大される一方、議員定数のさらなる削減、***などもいわれております。

議員定数については、平成 23 年度の理事法の一部改正で上限数が撤回され、議会決定ができるようになりました。

昨年度、議員定数の改正からわれわれ***、単に適正な議員定数の議論だけでなく、議会の本来の役割、議会の重要性について、議論を行ってまいりました。

権限委譲にともなう、多様な市民サービスの決定など、議会の重要性がますます必要とされ、二代表制での議会での必要性を再確認したところです。

今後、予想される人口減少化など、将来的な要素も踏まえながら、武雄市議会として 20 名がもっとも望ましいと結論にいたったところです。

議会自ら本定例会で本案を提案し、民意を市政に反映させるため、さらなる議会の価値化(?)と市政に対する政策提案、行政監視(?)について、積極的に邁進する所存であります。

以上の理由により、議員の皆様方のご賛同をお願いし、提案理由の説明といたします。

議長／議埤第 2 号に対する質疑を開始いたします。

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

議埤第 2 号は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

> 異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、議埤第 2 号は、所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論及び採決を行います。

議埤第 2 号に対する討論を求めます。

21 番 松尾初秋議員

松尾議員／反対立場で討論させていただきます。

私、一般質問の中でも縷々話しておりましたが、私は基本的に報酬は値下げしても議員の数は増やしていけという考えに基づいております。

そういうふうな意味で反対ですが具体的にいいますと、議員が減ることによってですよ、

市民の意見が市政に反映ができなくなると、その分、減った分ですね。

それが第1点です。

これも一般質問の中でお話しましたが、樋渡市政ものすごく元気があります。

二大代表制(?)という議会と執行部がありますけども、片っぱの車輪はどんどん大きくなってですよ、片っぱの議会の車輪もだんだん小さくなって、本当につりあいとれるのかなと思います。

そういう意味で私は反対しますが、提案者の数からいうと、状況からいっておそらく通ると思います。

私は反対ですが、決まった議案は守っていくということを皆様にお約束しまして、私の反対討論とさせていただきます。

議長／10 番 上田議員

上田議員／武雄市議会委員定数条例の一部を改正する条例に、賛成の立場で討論申させていただきます。

平成25年9月に26から24に減らしておりますが、それを元を正せば、もっと先を見れば、近々では、合併当初30人いたわけです。

そういう状況の中で、区長会、婦人会、老人会、その会長さん連盟で20人という要望が出ている以上は、その要望に極力そっていくべきだと私は思っています。

ただし、先ほどの反対討論でもありましたように、あくまでも車の両輪であります。

20人にするということは、私どもの資質をさらに向上させるという責任がますます大きくなりますが、この時期改選期までは、3年程度あります。

これから新しく議会の中にと考えられている方にも、十分準備をする時間もあります。

やるならこの時期を逃すわけにもいかないと、そういう意味で考えておりまして、この議案に賛成する立場でございます。

皆様のご賛同をよろしくお願いします。

議長／23 番 江原議員

江原議員／議提第2号武雄市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を申し上げます。

私は、まったくこの案件につきましては、議長やあるいは会派代表者会議を開いて話があったか、まったくありません。

たまたま今朝新聞をご覧になった知人から武雄市議会定数削減が報道されております。

びっくりしました。

こんなことが武雄市議会の現在のありよう、姿を示しているのでしょうか。

本来、市議会議員はそれぞれ5万人、あるいは4万人をこえる有権者の皆さん方から、付託をされて、市民の代弁者として、議会を構成している以上、議員に知らせることなく、今回議提第2号で提案されておりますが、多数で強行することは許されるものではありません。

私は新武雄市議会が合併して9年目を迎えます。

3回目の議会構成のとき、議長選挙を行いました。

そのとき、武雄市議会では議長に当選された、前議長が、武雄市議会を全国に誇れる市議会にと表明をされ、当選をされ、現在職についておりますが、このような議会の運営がありません。

私は今回の議員定数削減については、まさに議会制民主主義を蹂躪し、市民の声がますます、さきほども反対討論の文言で申されましたけど、私は断じてこの今回の強行する、議員定数削減には断固反対。

このような武雄市議会が、今後続くなら、本当に市民のみなさんの声が届かなくなることを危惧する1人です。

私は、本来議会とは、すべての議員が対等平等であります。

まして、武雄市議会は会派を構成しながら、代表者会議も開かない、こういう武雄市議会の運営にストップをかけるべきではありませんか。

私は今回の議員定数削減には、反対とし、反対の討論とするものであります。

議長／15番 末藤議員

末藤議員／それでは、議員定数条例改正の条例に対する賛成の討論をさせていただきます。この議員定数24人で、今回の選挙はしたわけです。

そのときも、市民の要望として、20名というのが提案をされておりますが、その段階ではまだ尚早ということで、24名で今回選挙をしましたが、やはり選挙があつてすぐですね、その選挙会に定数を決めるのではなく、今話し合いをして、定数を減らして、皆さんに周知をして、また自分の意見を話すというのが、そういうことで、今のこの段階で20名ということを決定していかないといけない。

これは十分、市民の要望にこたえるものであり、そして合併をして今9年、次回選挙が開催されるときには、12年経つわけです。

そういうことで、市民の一体感は情勢されているということで、今20名で選挙しても、なんら問題はないと思っております。

よって、賛成の意見とさせていただきます。

皆さんの賛同をお願いします。

以上です。

議長／ほかに討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより本案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。

よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第13議提第3号武雄市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

20番 牟田議員

牟田議員／武雄市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

武雄市の情報発信はずばぬけています。

全国でも有数だと思ってます。

逆もまた真なりで、変なことがあれば、武雄市のことは全国に発信されます。

武雄市議会がこれまで全国に先駆けて議会放送、これも全国でだいぶ速くされた。

モニター導入も早くやって、この武雄市議会はものすごく改革の途とおもっている。

この政務活動費、思い起こせば、旧武雄市議会、当時の谷口 攝久議長のもと、1円から領収書をつけ、そして襟を正し議員の良識、そしてきちんとした行いをもってつくろうと、そういうもつとで、制定され、当時は政務調査費でした。

新武雄市もその移行が引き継がれまでまいってまいりました。

ご案内のように先般、新聞報道で、本とか壺とか、そういう疑義がある部分が大きく報道され、これが全国を駆け巡りました。

そういう中、全員協議会もひらきました。

きちんとしようと。

でも声を上げるだけでなく、行動する武雄市、行動する武雄市市議会ということで、この政務調査費、半額にしようと、そういう意味を込めて、今回提出を行っております。

ぜひ皆さんがたのご賛同をお願いし、提案にかえさせていただきます。

以上でございます。

議長／議提第3号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

23番 江原議員

江原議員／この条例改正について、さきほど提案理由を申されましたが、私はこの件もきょうこの場にきて、この条例、議会運営委員会の報告を受けて知りました。
こういう方法、やりかた、いかがかと思いますが、提出者の認識はいかがでしょうか。

牟田議員／この議案の内容についての質問ではないのでお答えできませんけど、やり方というのはわれわれ議員提案というかたちであります。
それに賛同する人達を集め、こうやって提出しました。
議案の内容自体の説明ではないので、この程度でお答えさせていただきます。
以上です。

議長／ほかに質疑ございませんか。

23 番 江原議員

江原議員／内容とか中身とか、具体的に、提案する以上、協議してしかるべきものではないでしょうか。

私は今の答弁、おかしいなと思いますが。

私は本来、議会を構成している以上、さきほど、決まったことは守りますという意見がありましたけど、その言葉、おかしいですよ。

本来、議決が通れば、当然拘束されて進めるわけですから、だから議会を構成しているのは対等平等、現在 24 名の議員がいるわけです。

中身、***議会かといわれます。

この件については、なにもいわれてませんよ。

本来この中身について、会派を構成している以上、ちゃんとした協議をして、提案されるべき、だからこそ議会提出ではありませんか。

議会をなおす以上、議会を構成している議員 1 人ひとりの協議があつてしかるべきだと。いかがでしょうか。

議長／20 番 牟田議員

牟田議員／さきほどいわれました内容はともあれと言われました。

さきほどのオスプレイのやつと一緒にですね。

内容が大切なんです。

内容の質問だったら受け入れますが、手順のことを言われていますよね。

手順がよかったら賛成された。

例えばじゃないですが、これは議員提案です、執行部提案ではありません。

執行部提案は議長にきて、議長からわれわれのほうにきます。

それは公平であるべき。

議員提案というのは、趣旨に賛同した者が提出する、それを提出する、これが議員提案です。

平等とかじゃなくて、議員で賛同した皆さんから署名をいただいて、それがこの数字であります。

ですから内容がおかしいというのは、さきほど、オスプレイのことを繰り返しますが、内容は質問せずに手順のことをいわれている。

私自身は先ほど言った、こういう理由で皆さんに提出するというのが、その理由であります。

以上です。

議長／23 番 江原議員

江原議員／牟田議員も合併して、定数 30 を 26 に、26 を 24 に低下した経緯があります。

1 回目、2 回目。

今回 3 回目は、異常だといわざるをえない。

1 回、2 回の協議をしながら、指摘した経緯があります。

いまの説明答弁では、私はそれは、まさにこの議員提案そのものは 26 を 20 で、また 24 を 20 で…。

牟田議員／すみません、政調費のほうですよ。

定数じゃないですよ。

江原議員／失礼しました。

牟田議員／議提の意味もわからず、そして順番***

江原議員／訂正いたします。

撤回します。

政務活動費、年間 20 万円を年額 5 万円と、半額。

だからこの問題については、いっさい私に説明はない。

私はこの中身の問題、先ほど請願の問題と絡めて申されておりますが、議会を構成している以上、それぞれのこの活動費については、市民の皆さんから付託されて、議員活動の重要な活動費として議員として活動する費用として与えられるわけですから、その中身について、協議する、全員協議会で開いたかといわれましたが、それ以上のことは何も開いていないじゃないですか。

だからこそ提案する前に協議をして、提案してしかるべきだと。
その認識をお尋ねしているわけです。

議長／20 番 牟田議員、答弁しますか。

20 番 牟田議員

牟田議員／答弁するのもあれなんですけども。

繰り返しになります。

これは執行部提案でもない、議会運営委員会での提案でもない、これは議員個人の提案で
あります。

それに賛同した方が出ず。

それに、議員提案と、執行部提案を混合されている。

長く議員をされていると思うが、それはわかっていただきたいと思います。

とにかく先ほどの 20 万円を 10 万円というのは、武雄市もわれわれも行動して襟を正さな
いといけない。

それが理由であります。

議長／ほかに質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

議埤第 3 号は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

> 異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、議埤第 3 号は、所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論及び採決を行います。

議埤第 3 号に対する討論を開始いたします。

討論をとどめます。

本案は起立により採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立で採決を行います。

全会一致されます。

よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第 14 閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長あてに提出されております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

> 異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成 26 年 9 月、武雄市議会定例会を閉会いたします。

おつかれさまでした。